

池田市告示第194号

池田・府市合同庁舎清掃業務委託について、次のとおり総合評価制限付一般競争入札を執行するため地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項の規定により公告する。

令和8年7月14日

池田市長 瀧澤 智子

1. 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 池田・府市合同庁舎清掃業務委託
- (2) 履 行 場 所 池田市城南1丁目1番1号（池田・府市合同庁舎）
- (3) 履 行 期 間 令和8年11月1日から令和11年10月31日まで
※施行令167条の17及び池田市長期継続契約に関する条例（平成17年池田市条例第4号）の規定による長期継続契約とし、令和9年度以降の予算に減額又は削減があった場合は、契約を変更し、又は解除することができるものとする。
- (4) 業 務 内 容 庁舎清掃（仕様書による。）
- (5) 予 定 価 格 設定し、開札時に読み上げるものとする。（ホームページ公表は落札者決定後）
- (6) 低入札基準価格 設定し、開札時に読み上げるものとする。（ホームページ公表は落札者決定後）
- (7) 本業務は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

2. 入札参加資格要件に関する事項

入札参加者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者であること。

- ① 令和7・8年度池田市入札参加有資格者（物品・役務等）であり、建物総合管理（種目コード60、品目コード1）又は一般建物清掃（種目コード61、品目コード1）で登録を受け、かつ、本社所在地が大阪府内にある者であること。
- ② 施行令167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- ③ 本公告日から入札日までの間において、池田市指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る新法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをせず、又はされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。
- ⑥ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営し、又は事実上経営に参加していない者であること。
- ⑧ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について同項の登録をしている者であること。
- ⑨ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項の建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を本業務に配置できること。
- ⑩ 令和5年4月1日以降に履行が完了し、又は今後履行が完了する予定である契

約で契約金額（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）が年間３千万円以上の建物清掃業務又は建物総合管理業務（建物清掃業務、施設警備業務、電気設備保守業務及び空調設備保守業務の一括管理）を元請として１年以上履行した実績を有する者であること。

３．入札参加資格確認申請に関する事項

- （１）入札に参加しようとする者は、所定の期日までに次に掲げる申請書類（以下「申請書等」という。）を提出し、本市の入札参加資格の確認を受けなければならない。
- ① 池田市入札参加資格確認申請書（様式１）
 - ② 池田市総合評価制限付一般競争入札参加資格確認申請書受付票（様式３）
 - ③ 入札参加資格審査調書（様式４）
 - ④ 同種業務の契約履行実績調書（様式５）
 - ⑤ ④の実績を証す契約書の写し又は発注者が作成した契約履行証明書（様式６）
 - ⑥ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第２号）第３２条の登録証明書の写し
 - ⑦ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第７条第１項の建築物環境衛生管理技術者免状の写し及び配置予定建築物環境衛生管理技術者届（様式７）
- （２）申請書等は、提出期限までに提出場所に持参し提出しなければならない。
- （３）申請書等の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
- （４）申請書等に虚偽の記載をした場合は、申請を無効とし、池田市指名停止措置要綱に基づき処分する場合がある。
- （５）提出された申請書等は、返却しない。

４．申請書等の交付に関する事項

- ① 交付期間 令和８年７月１４日から令和８年７月２８日まで
（池田市役所での交付は土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前９時３０分から午後４時３０分まで
- ② 交付場所 池田市城南１丁目１番１号
池田市役所 総務部 契約検査課（２階）
（池田市のホームページからは随時入手できる。）

５．申請書等の提出に関する事項

- ① 提出期間 令和８年７月１４日から令和８年７月２８日まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前９時３０分から午後４時３０分まで
- ② 提出場所 池田市城南１丁目１番１号
池田市役所 総務部 契約検査課（２階）
- ③ 提出方法 持参によるものとする。

- ④ 提出部数 1 部
- ⑤ 申請書等は、A 4 版ファイルに綴じ、表紙に会社名を記載し、提出すること。
- ⑥ 提出書類に不備がないか確認すること。また、提出後の書類の追加又は差し替えは認めない。
- ⑦ 期限までに申請書等の提出をしない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

6. 入札参加資格の審査結果に関する事項

提出された申請書等を審査した結果、入札参加資格があると認めた場合は、令和 8 年 7 月 31 日の午後 5 時までに池田市入札参加資格結果通知書（様式 2）により F A X にて通知する。なお、入札参加資格がないと認めた場合は、その理由を付して通知する。

7. 現場説明会

現場（入札）説明会は、実施しない。

8. 仕様書等に関する質問事項

- （1）仕様書等に関する質問事項がある場合は、仕様書等に関する質問書（様式 8）により提出すること。

- ① 提出期間 令和 8 年 8 月 3 日から令和 8 年 8 月 5 日まで
午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- ② 提出場所 池田市城南 1 丁目 1 番 1 号
池田市役所 総務部 契約検査課（2 階）
- ③ 提出方法 メールまたは FAX によるものとする。
メールアドレス：keiyaku@city.ikeda.osaka.jp
FAX 番号 : 072-752-7616

- （2）質問に対する回答は、令和 8 年 8 月 12 日から令和 8 年 8 月 14 日まで池田市ホームページ及び提出場所にて閲覧により行う。

9. 入札書に関する事項

入札書（様式 9）には、次に定める規定に従い必要事項を記載すること。

- ① 入札書は、ボールペン等消すことのできないペンで記入すること。
- ② 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10（取引に係る消費税及び地方消費税の額）に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する入札金額は 100 分の 10 に相当する額を除いた金額とすること。
- ③ 入札書の金額欄には、アラビア数字を用い、金額の前枠に「¥」の字を記載すること。
- ④ 入札書に記載する入札金額は、履行期間の業務委託の積算金額を月割りで算定

した額とする。また、入札金額の下段には、契約期間内における金額も記載すること。

- ⑤ 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記して押印すること。ただし、氏名、金額の訂正は認めない。
- ⑥ 入札書には、入札（開札）日、会社住所、会社名、代表者氏名（本社から委任された者については受任者）及び入札金額を記載し、使用印鑑として本市に届出をした印鑑を押印すること。
- ⑦ 入札は、本人（法人の場合は、代表者）が出席し、入札書に記名及び押印の上、入札するものとする。ただし、やむを得ない場合は代理人を定め委任状を提出の上、入札書に本人（法人の場合は、代表者）と代理人氏名を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。
- ⑧ ⑦ただし書について委任状の提出がないときは失格とする。また、代理人が本人（法人の場合は、代表者）の印鑑を持参し、その印鑑により入札することは一切認めない。なお、委任状の様式は自由であるが、委任者は、届け出た使用印鑑を押印し、代理人の氏名を記入し、代理人の押印をすること。
- ⑨ 入札を辞退するときは、入札前にあってはその旨の書面（自由様式）を契約検査課に直接持参するものとし、入札中にあっては入札書の金額欄に「辞退」の旨を記載して提出するものとする。なお、入札を辞退したことを理由として今後の指名等に不利益な取扱を受けるものではない。

10. 入札金額内訳書に関する事項

入札に際し、当該入札書に記載される「契約期間内における金額」に対応した入札金額内訳書（様式10）を提出すること。ただし、2回目以降の入札を行った場合については、落札者のみ、当該金額に対応した入札金額内訳書を令和8年9月7日までに契約検査課に直接持参すること。

11. 入札保証金

免除とする。

12. 契約条項等を示す期間及び場所

仕様書、業務委託契約書（案）、関係法令等を以下の閲覧場所において閲覧に供するものとする。

- ① 期 間 令和8年7月14日から令和8年7月28日まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時から午後5時まで
- ② 閲覧場所 池田市城南1丁目1番1号
池田市役所 総務部 契約検査課（2階）

13. 評価資料の提出

入札参加資格があると認められた者は、別紙の池田・府市合同庁舎清掃業務委託落札者決定基準に記載のある総合評価を行うための必要資料（以下「評価資料」という。）を、次のとおり提出しなければならない。

- ① 提出期間 令和8年8月17日から令和8年8月21日まで
(土曜日、日曜日を除く。)
午前9時30分から午後4時30分まで
- ② 提出場所 池田市城南1丁目1番1号
池田市役所 総務部 契約検査課（2階）
- ③ 提出部数 1部（A4紙ファイル等に必ず綴じること。）
- ④ 提出方法 持参によるものとする。

14. 入札及び開札

(1) 入札は、次のとおり執行する。

- ① 入札日時 令和8年8月24日 午前10時
- ② 開札場所 池田市城南1丁目1番1号
池田市役所 第1会議室（6階）

(2) 開札は、入札書提出後直ちに当該開札場所において行う。

(3) 入札者は、資格確認のために池田市入札参加資格結果通知書（様式2）を持参の上、参加することとし、入札書提出後、開札に立ち会わなければならない。

15. 低入札基準価格の設置

低入札基準価格を設定し、入札額を評価する。

評価方法は、池田・府市合同庁舎清掃業務委託落札者決定基準による。

16. 落札者の決定基準

- (1) 評価に当たっては、別紙の落札者決定基準に基づき100点の範囲内で配点を行い、入札価格が予定価格以下の範囲内である者のうち、評価値の最も高い入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- (2) 評価を価格評価、技術的評価及び公共性評価に区分し、その配点をそれぞれ50点、18点、32点とする。
- (3) 技術的評価については、研修体制、業務実績、履行体制及び品質保証への取組に区分して評価し、その配点をそれぞれ4点、2点、6点、6点とする。
- (4) 公共性評価については、障がい者の雇用、障がい者の雇用率、就職困難者の雇用、

女性の活躍推進への取組、仕事と子育ての両立への取組、ハラスメントの防止への取組、環境問題への取組及び地域社会への貢献に区分して評価し、その配点をそれぞれ 8 点、4 点、7 点、2 点、2 点、2 点、4 点、3 点とする。

- (5) 各評価項目において評価資料を提出しない者は、当該評価項目の評価を得ることができない。
- (6) 入札時の提案内容が履行されていないと判断した場合は、契約違反として取り扱う場合がある。

17. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定に当たっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、16. の落札者の決定基準による総合評価方式を採用する。
- (2) 落札者となるべき者が 2 人以上ある場合は、そのうち最も低い金額で入札を行った者を落札者とする。ただし、最も低い金額で入札を行った者が 2 人以上ある場合は、当該入札者によってくじにより落札者を決定することとし、当該入札者はくじを引くことを辞退してはならない。
- (3) 開札の結果、予定価格の範囲内に入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格超過以外の理由で無効又は失格となった者は、再度の入札に参加することができない。なお、入札執行回数は 3 回を限度とする。

18. 入札結果の公表

落札者が決定したときは、速やかに入札結果を池田市ホームページにて公表する。

19. 入札の執行延期等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期し、又は中止し、若しくは取り消すことがある。

この場合、入札者が損失を受けても市は賠償の責めは負わない。

20. 入札の無効又は失格

次の各号のいずれかに該当した入札は、無効又は失格とする。

- (1) 入札参加資格がない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 公告に規定する入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 指定の期日までに提出されなかった入札
- (4) 入札者の記名及び押印のない入札
- (5) 同一入札について、2 枚以上の入札書を提出したもの
- (6) 入札金額又は入札参加者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- (7) 入札金額又は入札参加者の氏名を訂正したもの及び訂正印のない削除、挿入等による入札
- (8) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札

- (9) 再度の入札にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札
- (10) 明らかに談合によると認められる入札及び池田市財務規則（昭和39年池田市規則第19号）第79条各号のいずれかに該当する入札
- (11) 関係書類が指定以外の方法で提出された入札
- (12) 関係書類に届出のある使用印鑑が押印されていなかった入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- (14) 予定価格より高い価格でした入札（入札に参加した全ての者が予定価格を上回る価格で入札した場合を除く。）

21. 入札心得

- (1) 入札参加者は、池田市財務規則その他関係法令及び本業務の仕様書並びに業務委託契約書（案）その他関係書を閲覧し、現場熟覧の上入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。

22. 契約の締結

- (1) 本市が指定する期日までに、本市所定の契約書を作成し提出すること。
- (2) 落札者が正当な理由がなく本市が指定する期日までに契約を締結しないとき、又は23.に規定する契約保証金を納付しないときは、入札は無効とする。この場合には、落札金額に12を乗じて得た額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。
- (3) 落札者は、契約を締結するに当たり、池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなければならない。
- (4) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、池田市指名停止措置要綱第13条の規定に基づき、2年の指名停止措置を科すものとする。

23. 契約保証金

- (1) 契約月額に12を乗じて得た額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ① 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
 - ② 国債、地方債その他市長が確実と認める担保
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

24. 支払条件

毎月払い（月末締め翌月払）

25. 一括再委託の禁止

- (1) 本市と本入札に係る契約を締結した落札者（以下「受注者」という。）は、業務の全部若しくはその主たる部分又は仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

26. 公 表

- (1) 落札者の決定をした後、次に掲げる事項を公表するものとする。

- ① 申請書等を提出した者の商号又は名称
- ② 入札参加者の商号又は名称
- ③ 非参加業者の商号又は名称及びその理由
- ④ 入札経過及び結果
- ⑤ 入札参加者別評価点
- ⑥ 予定価格及び低入札基準価格

- (2) 公表の場所

池田市ホームページ及び池田市役所総務部契約検査課（2階）

- (3) 公表の方法

閲覧に供する。

27. その他

- (1) 入札参加者は、仕様書、業務委託契約書（案）等を熟読し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令、池田市財務規則又は関係法令を遵守すること。
- (2) 一度提出した関係書類の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 提出された関係書類は、返却しない。
- (4) 入札者は、入札後、仕様書等入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。
- (5) 申請書等及び入札に関する問合せ先
池田市城南1丁目1番1号
池田市役所 総務部 契約検査課（2階）
電話 （072）754－6221（直通）